

石川労働局発表  
平成24年11月30日

【照会先】  
石川労働局雇用均等室  
室長 渡辺 安子  
地方育児・介護休業指導官 石原 朗子  
(直通電話)076(265)4429

報道関係者 各位

## 次世代育成支援対策推進法に基づき2企業を認定 ～県内の「くるみんマーク」認定企業は16社に～

石川労働局(局長 磯部隆文)では、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づき、下記の2企業を認定しました。

〔認定企業〕

**生活協同組合コープいしかわ(2回目)**

**株式会社ことぶき**

### (次世代法に基づく認定とは)

事業主が、次世代法に基づき従業員の仕事と子育ての両立を図るための一般事業主行動計画を策定・実施し、その行動計画に定めた目標をすべて達成するなどの一定の基準を満たした場合には、厚生労働大臣(労働局長へ委任)の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。



### (県内の認定状況等)

今回の認定により、県内で認定を受けた企業は16社、うち2回目の認定を受けた企業は4社となりました。

なお、現在、企業全体の労働者数が101人以上の企業においては、次世代法に基づく行動計画の策定・届出等が義務となっています。10月末現在の県内の義務企業における届出率は99.4%です。

- 添付資料
- 資料1 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業の取組の御紹介
  - 資料2 石川労働局管内認定企業一覧(平成24年11月末現在)
  - 資料3 石川県内の一般事業主行動計画策定・届出状況
  - 資料4 一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知をお願いします!!

## 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業の取組の御紹介

## 生活協同組合コープいしかわ（2回目）

## ◎企業概要

企業名：生活協同組合コープいしかわ

代表者氏名：理事長 長谷川 隆史

所在地：白山市

業種：小売業

労働者数：504人

## ◎ 行動計画

1 計画期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日

2 内容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を検討する。

目標2 所定外労働時間の削減のための措置の実施を検討する。

目標3 男性の育児参加促進を検討する。

## ◎ 目標達成の状況

目標1 ・妊娠中や出産後の女性労働者に対する情報提供冊子「おたすけパンフレット」を新規作成し、育児休業者に配付。

・妊娠中や出産後の女性労働者に対する支援のための教育を、管理監督職研修や入協時研修に新設。

目標2 ・経営協議会にて所定外労働時間の検討を行い、マネジメントの強化につなげた。

・社内ネットワークの利用制限をすることで所定外労働時間の制限に取り組んだ。

目標3 ・男性の育児休業者 1名（取得期間 1年）

・父親と子どものお菓子作り教室を実施し、育児参加支援の取組を行った。

## ◎ 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

・ 小学校就学の始期に達するまでの子を持つ従業員が利用できる所定外労働免除制度及び短時間勤務制度の実施等

# 株式会社ことぶき

## ◎企業概要

企業名：株式会社ことぶき  
代表者氏名：代表取締役 大島 淳光  
所在地：金沢市  
業種：物品賃貸業（貸衣裳業）  
労働者数：127人

## ◎ 行動計画

- |  |
|--|
| 1 計画期間 平成21年12月1日～平成23年11月30日                            |
| 2 内容   |
| 目標1 男性の育児休業等の取得促進  |
| 目標2 男性の育児休業の取得促進をするための労働環境の整備改善                          |
| 目標3 出産や子育てにより退職した社員の再雇用を実施                               |
| 目標4 時間外労働の削減   |
| 目標5 社員に行動計画の意識向上を目指して、育児休業等やワークライフバランスに関連した情報の提供及び研修会を開催 |

## ◎ 目標達成の状況

- 目標1 ・男性の育児休業者 2名  
・男性の配偶者出産時の出産休暇取得者 2名
- 目標2 ・男性が育児休業を取得した際、別の店に所属する社員を一時的に派遣し業務に支障がないようにした。
- 目標3 ・繁忙期に出産や子育てを理由に退職した者を優先的に求人し、短期アルバイトとして1名を雇用。
- 目標4 ・現場提案による作業効率化、時間外労働の申請方法の見直し（時間外労働が必要な事由と終了予定時間を所属長に申し出ることとした）等の取組により、時間外労働を25%削減。
- 目標5 ・ワークライフバランスに係る社内研修会を実施。

## ◎ 育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を持つ従業員が利用できる所定外労働免除制度

## ◎ その他の取組

- ・ 人事異動は店舗内に限っていたが、不足する人員を他店からの配置転換で補えるようにしたことにより、顧客サービス低下を懸念せずに育児休業等を利用できるようにした。

## 石川労働局管内認定企業一覧

平成24年11月30日更新

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の基準を満たす場合には、申請を行うことにより厚生労働大臣(労働局長に委任)の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、右の表示マーク「くるみん」を広告、商品、求人広告等につけることができます。



認定決定件数(延べ)	20件
認定企業数	16社

平成19年(2007年)認定企業名	所在地
株式会社富士通北陸システムズ	金沢市
金沢信用金庫	金沢市
株式会社PFU	かほく市

平成20年(2008年)認定企業名	所在地
医療法人社団中央会	金沢市
株式会社国土開発センター	金沢市

平成21年(2009年)認定企業名	所在地
のと共栄信用金庫	七尾市
生活協同組合コープいしかわ	白山市

平成22年(2010年)認定企業名	所在地
株式会社中央設計技術研究所	金沢市
株式会社大和	金沢市
株式会社PFUソフトウェア	かほく市
国立大学法人金沢大学	金沢市
三谷産業株式会社	金沢市

平成23年(2011年)認定企業名	所在地
株式会社国土開発センター(2回目)	金沢市
鶴来信用金庫	白山市
株式会社北國銀行	金沢市
のと共栄信用金庫(2回目)	七尾市
株式会社PFU(2回目)	かほく市
ドコモエンジニアリング北陸株式会社	金沢市

平成24年(2012年)認定企業名	所在地
生活協同組合コープいしかわ(2回目)	白山市
株式会社ことぶき	金沢市

(注)認定企業名については、公表することに了解を得た場合のみ掲載しています。  
掲載は、認定決定順となっています。

## 県内企業の一般事業主行動計画策定・届出等取組状況

石川労働局雇用均等室

### 1 一般事業主行動計画策定等届の届出状況（平成24年10月末現在）

	301人以上企業	101人以上 300人以下企業	100人以下企業	総計	義務企業(101人以上企業)計
(1)企業数(社)	126	402			528
(2)行動計画届出 企業数(社)	124	401	765	1,290	525
(3)届出率(%) ((2)/(1))	98.4%	99.8%			99.4%

### 2 認定状況（平成24年11月末現在）

(社)

	301人以上企業	101人以上 300人以下企業	100人以下企業	総計
認定企業数	9	7	0	16
認定を1回受けている 企業数	6	6	0	12
認定を2回受けている 企業数	3	1	0	4
認定を3回以上受 けている企業数	0	0	0	0



(認定マーク「くるみん」を付与)

事業主の皆さんへ

仕事と子育ての両立のために

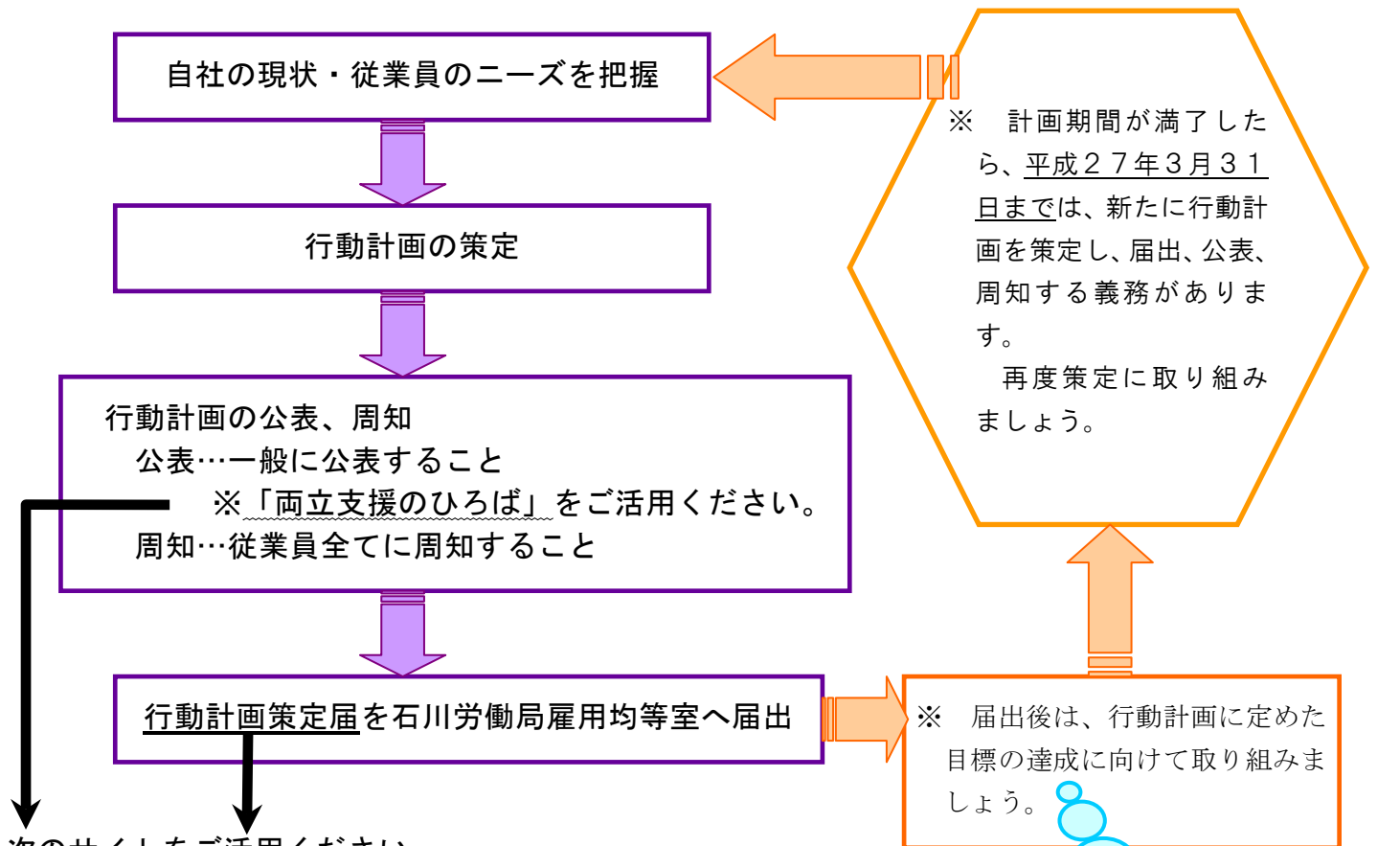
次世代法に基づく

# 一般事業主行動計画の 策定・届出、公表・周知をお願いします!!

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるためには、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって対策を進めていかなばなりません。そこで平成15年、**次世代育成支援対策推進法**（次世代法）が制定されました。

次世代法に基づき、現在、101人以上の従業員を雇用する企業は、**仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」**を策定し、労働局に届出ること、また、インターネット等による公表、従業員へ周知が義務となっています（100人以下の従業員を雇用する企業は努力義務）。

## 《行動計画の策定から届出まで》



次のサイトをご活用ください

①行動計画の策定及び届出用紙

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl\\_01](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01)

②両立支援のひろば

（企業の仕事と家庭の両立支援の取組の紹介、自社の取組を掲載するサイトです）

<http://www.ryouritsu.jp/>

<お問い合わせ・届出先> 石川労働局雇用均等室

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階

TEL 076-265-4429 FAX 076-221-3087

<http://ishikawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



次世代認定マーク「くるみん」

目標を全て達成し、一定の要件を満たした場合には、認定（くるみんマーク）の取得制度があります。

- 1 雇用環境の整備に関する取組を1つ以上含む、適切な行動計画を策定したこと。
  - ※ 制度導入を目標とした場合・・・
    - ・ 制度内容が法定基準を上回ること
    - ・ 計画期間の開始時に未実施であること が必要です。
- 2 計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、行動計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 行動計画を平成21年4月1日以降に策定・変更した場合は、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。
  - ※ 従業員数が300人以下の場合・・・
    - 以下の①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。
    - ① 計画期間内に、1歳以上の子のために看護休暇を取得した男性従業員がいること。
    - ② 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる従業員に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性従業員がいること。
    - ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性従業員がいること。
- 6 計画期間内の女性従業員の育児休業等取得率が、70%以上であること。
  - ※ 女性の育児休業等取得率の計算方法
$$\text{女性の育児休業等取得率} = \frac{\text{計画期間内の育児休業等取得者数}}{\text{計画期間内の出産者数}} \geq 70\%$$

(小数第1位切り捨て)
  - ※ 従業員数が300人以下の場合・・・
    - 計画期間と、計画期間の開始前の期間(最長3年間)を合わせて計算した女性の育児休業等取得率が70%以上であれば基準を満たします。
- 7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる従業員について、以下のいずれかの制度を講じていること。
  - ・ 育児休業に関する制度
  - ・ 所定外労働の制限に関する制度
  - ・ 所定労働時間の短縮措置
  - ・ フレックスタイム制度
  - ・ 始業・終業時刻の繰上・繰下制度(時差出勤制度)
  - ・ 事業所内保育施設の設置運営、ベビーシッターの手配・費用負担等の便宜供与
- 8 以下のいずれかを実施していること。
  - ・ 所定外労働の削減のための措置
    - (例) ノー残業デーの実施等
  - ・ 年次有給休暇の取得の促進のための措置
    - (例) 年間の年次有給休暇取得計画の策定等
  - ・ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
    - (例) 子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入等
- 9 次世代法や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと。